

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

養老町長 川 地 憲 元

市町村名 (市町村コード)	養老町 (213411)
地域名 (地域内農業集落名)	池辺地区 (池辺)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年7月31日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・中心経営体への農地集積は70%以上と進んでいる。
- ・用排分離の水田地帯では無いため麦・大豆等の畑作物の作付が困難である。
- ・米の生産調整を進めていく中で、高収益作物への転換を推進していく必要がある。
- ・地域内の中心経営体が充足しているため、経営面積の拡大が難しくなっている。
- ・園芸作物は、中心経営体である松永良太が担っていく。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・たい肥の活用など、有機農業による持続可能な農業の取組を推進。
- ・スマート農業の導入など、農作業の効率化による収益向上を推進。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	512.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	512.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とした。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心となり、集積・集約化を進められるよう、農業委員・農地利用最適化推進委員がパイプ役となり進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の所有者が農地を農地中間管理機構に転貸したあとは地域計画(目標地図)に基づいて農地を貸し出すこととする。
(3)基盤整備事業への取組方針
根古地地区は昭和34年度から昭和36年度に、瑞穂地区は昭和35年度から昭和36年度に、釜段地区は昭和36年度から昭和38年度に、高柳地区は昭和35年度から昭和39年度に、大巻地区は昭和32年度から昭和39年度に、小坪地区は昭和36年度から昭和40年度に、大場新田地区は昭和37年度から昭和40年度に団体営ほ場整備事業を活用し、区画整理を実施した。 また、大巻地区は令和5年度より、東部地区から県営経営体育成基盤整備事業により区画整理を実施する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
新規就農者や経営規模の拡大または縮小などしたい者がいた場合は、担い手や農業委員・農地利用最適化推進委員、関係機関(JA、農林事務所、町)などが集まり、支援する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ②たい肥の活用など、有機農業による持続可能な農業の取組を推進。
③スマート農業の導入など、農作業の効率化による収益向上を推進。